

制限付一般競争入札(事後審査型)(電子入札)公告共通事項(工事)

1. 電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

2. 入札参加資格

本件入札に参加することのできる資格を有する者は、丹波篠山市の発注する工事契約に係る競争入札参加資格取得(登録)者で、かつ次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく丹波篠山市の入札参加者資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による、入札公告に示す工種の一般又は特定建設業の許可を有すること。

ウ 建設業法の規定による、入札公告に示す工種の経営事項審査結果通知書の有効期限が、契約締結予定日までであること。

エ 建設業法の規定による、入札公告に示す工種の経営事項審査結果の総合評定値(P)が、入札公告に示す点数であること。

なお、経営事項審査結果(丹波篠山市格付基準日)の総合評定値(P)に、ISO(9000及び14000シリーズ)の両方若しくはどちらかを取得している場合は総合評定値(P)に8点を加算するものとする。また、障害者雇用義務達成事務所及び障がい者の雇用義務がない事務所で、障がい者を雇用している事務所についても、総合評点に8点を加算するものとする。

オ 会社の役員が本工事の制限付一般競争入札参加申込書を提出し受理された別の会社の役員を兼ねていないこと。

カ 丹波篠山市の指名停止基準に基づく指名停止を入札参加申込期限日(確認基準日)及び入札当日に受けていないこと。

キ 会社更生法(平成14年法律154号)に基づく更正手続開始の申立てがなされている者(ただし、開始決定後、国の認定を受けた者を除く。)、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(ただし、開始決定後、国の認定を受けた者は除く。)でないこと。

ク 応募方法が単独企業と特別共同企業体の混合入札によるときは、特別共同企業体とその構成員又は特別共同事業体を構成する構成員同士

ケ 電子署名及び認証業務に係る法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行し、かつ丹波篠山市の入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受注者の名義で取得したICカードを、丹波篠山市の電子入札システムに登録していること。

コ 本工事に係る設計業務の受託者でなく、又、次に掲げる①及び②に該当しないこと。

① 当該受託者の発行済株式総数(有限会社の場合は総社員)の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

② 建設会社の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

(2) 配置予定技術者(主任(監理)技術者)の要件

ア 建設業法第26条の規定による主任技術者又は監理技術者(建設業法第27条の18の規定による監理技術者証の交付を受けている者であって国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者)を、当該工事に専任で配置できること。なお、特別建設共同企業体にあつては、代表構成員及びその他構成員が監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。

イ 建設業法第26条第2項に該当する場合は、建設業法第27条の18の規定による監理技術者資格証を有するアに掲げる技術者を配置できること。ただし、特別建設共同企業体のその他構成員については、この限りではない。

ウ 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことによ

り配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札参加してはならず、申請書を提出した者は直ちに当該申請書の取り下げ又は入札を辞退すること。

エ 前述イ及びウの場合において、配置予定の監理技術者とは別に監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者)を専任で配置するときは、当該監理技術者の兼務について2件を上限として認めるものとする。

オ 落札者は、入札参加資格確認資料に記載した前述アからエに相当する配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申込期限日以前に3箇月以上の雇用関係を有すること。)を有すること。なお、配置予定技術者の変更は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、認めない。

3. 入札参加の申込み

本工事の入札参加を希望する者は、入札公告に示す期間内に、電子入札システムを使用して入札参加申込書を送信すること。

4. 仕様書、設計書及び図書の閲覧及び交付

仕様書、設計書及び図書の交付については、下記システムにて行う。

兵庫県電子入札共同運営システム e-ひょうご 丹波篠山市トップページ
(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/www/sasayama/index.html>)

5. 設計図書に関する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、入札公告に示す期日までに質問書を電子メールに添付して提出(送信)すること。又は、質問書をFAX又は持参(丹波篠山市の休日を定める条例に定める市の休日を除く)により提出すること。(上記期日以降は受け付けない。)

回答は、下記システムにて行う。

兵庫県電子入札共同運営システム e-ひょうご 丹波篠山市トップページ
(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/www/sasayama/index.html>)

6. 入札の執行方法

- (1) 不正、その他の理由により競争性の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。また、天災地変等でやむを得ない理由が生じたときは、入札執行を中止することがある。
- (2) 入札公告後、入札日までの間で入札参加希望者に反社会的行為があったときは入札参加を取り消すことがある。
- (3) 入札参加申込をしても入札を希望しない場合には、入札辞退届を送信して入札を辞退することができる。なお、入札書受付締切日時までに入札書の送信がなく、辞退届の送信もない場合には、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退届の送信があったものとする。辞退に伴う罰則を課すことはない。

7. 入札保証金

入札参加者は、入札執行前に入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めなくてもよい。

- (1) 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に、市を被保険者とする入札保証契約を締結し、その証書を市に寄託したとき、又は入札保証金に代わる担保を提供したとき。
- (2) 市長が特に納めさせる必要がないと認めるとき。
- (3) 丹波篠山市財務規則(平成 11 年丹波篠山市規則 40 号)第72条の2の競争入札参加資格者名簿に登載された者による競争入札に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

8. 入札に関する条件

- (1) 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしきも市民の信頼を失う事のないように努めること。
- (2) 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の期間内に記録されること。

- (3) 入札保証金を納付すべき場合において、所定額の入札保証金が納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。
- (4) 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、入札参加申込に使用した名義人のものであること。
- (6) 入札金額及び電子くじに係るくじ番号の表示は、アラビア数字を用いること。
- (7) 積算内訳書(必要な項目すべてについて入力されていること。)に係るファイルを、入札書の「内訳書」欄に添付して送信し、その情報が契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の期間内に記録されていること。
なお、入札金額は、積算内訳書の設計金額と同額もしくはそれ以下とすること。提出された積算内訳書が未記入等の場合及び入札書の金額が積算内訳書の積算金額を上回る入札者は無効とする。
- (8) 入札書は、入札に付する事項ごとに必要な事項を入力していること。
- (9) 入札書の送信には、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じるので、時間的な余裕をもって送信作業を行うとともに、入札書の送信後に必ず入札書受信確認通知書を印刷して保管すること。
- (10) 開札手続きを始めるに当たって、即時に対応しなければならない場合があるので、開札日時から開札に関する一連の手続きが完了するまでの間、入札者が電子入札に使用する電子計算機の近辺で待機し、随時、手続きの進行状況を確認すること。
- (11) 入札書を送信し、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに入札書の情報が記録された後においては、入札書を書き換え又は撤回することはできない。なお、この場合においても辞退はできる。辞退するときは辞退届を開札までに入札執行者に提出すること。入札執行者に辞退届が未着の時は辞退と認めないので注意すること。
- (12) 明らかな桁間違いの金額が記載されていないこと。入札執行者が桁間違いと判断したとき、その入札をした入札者を無効とすることがある。
- (13) 入札参加申込書に虚偽の記載をした者は無効とする。
- (14) 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札の結果、予定価格以下に達しない場合は再度の入札を行うこととする。
- (15) 再度の入札に参加できるものは、前の入札において、8. 入札に関する条件の(1)から(13)までの条件に反して無効、失格となる入札をした者以外の者とする。

9. 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料

- (1) 最低制限価格を設ける工事については、予定価格以下であって最低制限価格以上の有効な入札を行った者のうちから、落札候補者を決定する。
- (2) 前各号の場合において、落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札候補者として入札執行者から入札公告に示す入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日から2日以内(丹波篠山市の休日を定める条例に定める市の休日を除く)に、入札公告に示す提出先まで提出すること。提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

ア 制限付一般競争入札(事後審査型)参加資格確認申請書(様式第2号の2)

イ 同種又は類似の工事の施工実績(様式第3号)

入札公告における入札参加資格要件として、同種又は類似の工事の施工実績を求めている場合には、入札参加資格があることを判断できる同種又は類似工事の施工実績を、様式第3号に記載すること。

なお、件数は3工事以内とし、工事が完成しているもの(原則として国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関(国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関(公社、公団、事業団等)が発注したものに限り様式第3号に記載するとともに、同工事に係る契約書の写し等、同種又は類似の工事であることが確認できる書類を添付すること。(特別共同企業体としての実績は、出資比率の確認できる書類についても提出のこと)

ウ 配置予定技術者の資格及び工事経験調査書(様式第4号)

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写し及び雇用関係を確認できるものを添付する

こと。

エ 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託関係調書(様式第5号)

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可等を記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

(ア) 一般・特定建設業の許可書の写し(契約予定日において法定有効期間のもの)

(イ) 経営事項審査結果の通知書の写し(契約予定日において法定有効期間のもの)

(ウ) 設計業務受託者関係(本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し)

(4) 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

(5) 申請書等に虚偽の記載をした者は、丹波篠山市指名停止基準により指名停止となり、その者が行った入札は無効となる。

(6) 提出された資料等は、市において無断で使用することはできないものとする。

(7) 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、その理由について書面(様式は任意)を持参し説明を求めることができる。

(8) 丹波篠山市入札参加者審査会は、入札参加者の異議申し立て及び契約担当者の疑義について審査する。

(9) 丹波篠山市入札参加者審査会の審査は、最終決定機関であり再審議は行わない。

10. 落札者の決定方法

落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。

ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

11. 契約の締結

(1) 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出すること。

(2) 予定価格が1億5千万円以上となる工事請負契約の締結に当たっては、市議会の議決を要するので、落札決定の日から7日以内に、市が作成した契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。

(3) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が、入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

(4) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示した場合はこの限りでない。

12. 契約保証金に関する事項

契約金額が100万円を超える場合は、落札者は契約締結までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約までに納付すること。

(1) 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出した時又は保険会社との間に保険契約を締結し、その証書を提出したときは契約保証金を納付する必要はない。

(2) 契約保証金の納付は、当該契約保証金と同額の価値のある国債等、丹波篠山市が認めたものをもってこれにかえることができる。

13. 支払い条件に関する事項

(1) 前金払

① 前金払支払対象は、1件の契約金額が100万円を超える建設工事等とする。

② 前金払の支払金額は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき登録を受けた保証事業会社と保証契約を締結した者について、契約金額(工期が2箇年度以上にわたる契約については、各年度の出来高予定額)の100分の40以内とする。

(2) 中間前金払と部分払の選択

選択の時期は、請負者が中間前金払と部分払のいずれかを工期中最初に請求したときとし、その後の変更はできない。中間前金払を選択したときには部分払を受けることができず、部分払を選択したときには中間前金払を受けることはできない。ただし、工期が2箇年度以上にわたる契約について、各年度の中間前金払を行った建設工事等について、各年度末の出来高(最終年度を除く)に対する部分払を行うことができる。

(3) 中間前金払

部分払を選択せずに中間前金払を選択した者が、前金払を受けた後、以下の要件をすべて満たしており、保証事業会社と中間前金払に関し保証契約をした場合には、契約金額の100分の20以内の中間前金払を行う。ただし、工期が2箇年度以上にわたる契約については、各年度の出来高予定額に対して中間前金払を行う。

- ① 工期が50日以上であること。
- ② 工期の2分の1を経過していること。
- ③ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
- ④ 工事の進捗額が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

(4) 部分払

部分払の回数は、工期に応じ、下記の回数以内の部分払を請求することができる。なお、契約工期を変更した場合は、変更後の工期に応じて部分払の回数を変更することがある。ただし、工期が2箇年度以上にわたる契約については、各年度の出来高予定額に対して部分払を行う。

- ① 50日以上 90日未満 1回
- ② 90日以上180日未満 2回
- ③ 180日以上270日未満 3回
- ④ 270日以上 120日を増すごとに前項の回数に1を加える。

14. その他

- (1) この工事には建設業退職金共済制度(以下「建退共」という。)掛金相当額が算定されているので、未加入者も入札にあたってはこれを含めて積算すること。
- (2) 落札者が工事を施工しようとするときは、必要な建設業退職金共済組合証紙を購入した発注者用掛金収納書を、契約締結後1箇月以内に提出すること。なお、落札者が建退共に加入しておらず、またこれに代わる制度もないときは建退協制度に加入の上、前述の手続きを行うこと。
- (3) 落札者からの同一入札参加者に対して当該入札に係る業務を委託する等の行為は、極力、避けること。
- (4) 受注時または変更契約時において契約金額が500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事について、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ工事实績情報サービス(CORINS)に登録するものとする。
- (5) 入札参加者数及び参加者名は、入札執行後まで公表を行わない。
- (6) 落札者は、下請等契約を行おうとするときは、**丹波篠山市公契約条例第8条により、下請負契約を丹波篠山市内事業者との間で締結するよう努めること。**
- (7) 予定価格(消費税を含む)が5千万円以上となる工事については、丹波篠山市公契約条例第10条対象案件であるため、落札者は労働関係法令遵守状況報告書を契約締結後2箇月以内に提出すること。
- (8) 仕様書等で定められた条件とこの入札公告共通事項に差異があるときは仕様書を優先する。
- (9) その他、定めのないものは、丹波篠山市制限付一般競争入札実施要領による。

*** 丹波篠山市公契約条例第10条第1項抜粋**

受注者は、規則で定めるところにより、労働関係法令の遵守状況を市長等に報告しなければならない。

*** 丹波篠山市公契約条例第8条抜粋**

受注者等は、下請等契約及び公契約に係る業務の履行のために要する契約を市内事業者との間で締結するよう努めなければならない。